諮問庁:文部科学大臣

諮問日:平成28年4月1日(平成28年(行情)諮問第290号)

答申日:平成28年5月25日(平成28年度(行情)答申第83号)

事件名:「国民と新聞記者(報道関係者)との対応の異いを定めた文書(根拠法

令)」の不開示決定(不存在)に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「国民と新聞記者(報道関係者)との対応の異いを定めた文書(根拠法令)」(以下「本件対象文書」という。)につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年2月23日付け27受文科 会第1601号により文部科学大臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」とい う。)が行った不開示決定(以下「原処分」という。)について、その取 消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書によると、以下のとおりである。

行政文書不開示決定処分の取消しを求める。

開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件異議申立てに係る対象文書について

本件に係る開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。当省では本件対象文書を作成しておらず保有していないことから、法9条2項の規定に基づき、不開示決定を行ったところ、異議申立人から不開示決定処分の取消しを求める異議申立てがなされたものある。

- 2 請求に至る経緯について
- (1) 当省での情報公開等請求者への対応は概ね以下のとおりである。
 - ① 請求者は庁舎2階受付で情報公開等請求をしたい旨伝える。
 - ② 受付は情報公開等窓口職員へ請求者が来庁したことを内線で伝える。
 - ③ 窓口職員が別の請求者の対応をしている場合は、その対応が終わるまで受付手前の待合所で待機するよう、受付を通じて請求者へ伝える。

- ④ 先順位者の対応終了後,窓口職員から受付を通じて請求者へ,窓口 を設置している個室に来るよう伝える。
- (2) 今般, 異議申立人が窓口で情報公開等請求をしていたところ, 新聞記者が窓口にやってきた。そのため異議申立人は, 順番待ちの者は待合所で待機するはずなのに, なぜ窓口へ来ることができたのか, 新聞記者と他の者とで異なる対応を定めた規程があるのではないか, という疑問を持ち本件対象文書の開示を求めたものである。
- 3 本件対象文書の特定について
- (1)当省では、「中央合同庁舎第7号館の管理に関する規則」及び「文部科学省東館庁舎管理内規」に基づき入構管理を行っており、国民と新聞記者(報道関係者)との対応の異いを定めた行政文書(根拠法令)を作成も保有もしていない。
- (2) 文部科学省では従前から情報公開等請求窓口は,請求者と対応中の場合においては窓口対応職員の安全確保の観点から扉を開放することとしている。
- (3) 当該新聞記者は当日,省内の事業担当部署の取材を理由に入構しており、取材後そのまま情報公開等請求窓口へ向かったこと,新聞記者が窓口職員と異議申立人が面談しているのを確認せずに入室したことが本事案の発生原因であり、当省が作成も保有もしていない本件対象文書によるものではない。
- (4) なお、再発防止のため、開示請求者と面談しているときは「面談中」 の立て看板を設置したところである。
- 4 異議申立人の主張について

異議申立人は、「開示請求に係る文書を作成又は取得している」として異議を主張しているが、上述のとおり本件対象文書に合致する文書は存在せず、不開示決定としたことは妥当であると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は,本件諮問事件について,以下のとおり,調査審議を行った。

① 平成28年4月1日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年5月11日 審議

④ 同月23日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件異議申立てについて

本件開示請求は,「国民と新聞記者(報道関係者)との対応の異いを定めた文書(根拠法令)」(本件対象文書)の開示を求めるものであり,処分庁は,本件対象文書は,不存在であるため不開示とする決定(原処分)を行った。

異議申立人は、本件対象文書を作成又は取得しているはずであるとして、 原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることか ら、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

- 2 本件対象文書の保有の有無について
- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。
 - ア 本件開示請求の経緯は、上記第3の2(2)及び3(3)において 説明したとおりであることから、本件対象文書は、「開示請求者と窓 口職員の面談」に関して開示請求者が一般人であるか新聞記者(報道 関係者)であるかによって差異を設けている文書と考えられる。
 - イ 文部科学省における開示請求者と窓口職員の面談までの流れは、上 記第3の2(1)①ないし④において説明したとおりであり、開示請 求者が新聞記者(報道関係者)である場合も同様の対応をしている。
 - ウ したがって、国民(一般人)と新聞記者(報道関係者)との対応に 差異を設けていることを前提とする本件対象文書を作成することはな く、文部科学省において本件対象文書を保有していない。
- (2)本件対象文書を保有していないとする上記諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。 したがって、文部科学省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。
- 3 本件不開示決定の妥当性について 以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不 開示とした決定については、文部科学省において本件対象文書を保有して いるとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡,委員 椿 愼美,委員 山田 洋